

## 自主共済を保険業法適用除外に

共済懇話会、第1回国會議員懇談会開く

「共済の今日と未来を考へる懇話会」は四月二十五日、衆議院第二議員会館で「第1回国會議員懇談会」を開催した。

この懇談会は、自主共済を新保険業法の適用除外とする運動を展開すべく、運動の趣旨に賛同する国會議員が集まる場として企画したもの。

司会進行は、同懇話会の窓口団体である日本勤労者山岳連盟の斉藤義孝理事長が務



(挨拶する馬淵議員)

め、はじめに全国保険医団体連合会の住江憲勇会長が「新保険業法は、自主共済における支え合い、助け合う相互扶助のすばらしい制度がくつがえされる内容となっている。昨日の国会の委員会でも、金融庁は相変わらず安定性、公平性、健全性が担保されていないという。しかし、昨今の保険会社では不祥事が続出している。我々自主共済は、自主的に主体的に規範をもって、互いの助け合いの趣旨に賛同して制度を利用し合っている。人間としての規律性があるからこそ、不祥事も全くないわけだが、保険会社には法的規制が必要とされる。つまり、人間としての自主性、規範性に勝るものはないという証左である。国民の命、健康、生活を守る立場から、国

民の要望として議員立法を実現すべく、各国會議員の先生に奮闘をお願いしたい」と挨拶した。

全国的障害者互助会連絡協議会の福田和臣会長は「知的障害者が入院するには付添が必要であり、入院の場合には個室利用を求められる。我々が自主共済を設立したのは、医療現場の不完全さを補うためだ。国からお礼を言われてもいいはずなのに、なぜ潰すのか。潰すのであれば、医療現場を整備し、安心して治療を受けられる態勢を作ってからにしてほしい。国會議員の先生の力を得ながら、適用除外が認められるよう進めていきたい」と訴えた。

青山学院大学の本間照光教授は、「昨日も衆議院での委員会のやりとりを聞いていたが、自主共済を守らなければいけないという考え方は、与党も野党も担当大臣も共通の認識となっている。ところが、

金融庁は自分達が敷いたレールを変えないで進めていくと繰り返していた。もともと営利目的でない自主共済に、営利目的の保険会社になれということが無理なのだ。営利目的だからこそ、保険業法の基準をクリアできる。そうでない団体に基準を強いるのは無理がある。無理がある改正保険業法なのだから、適用除外にすることでスッキリする。不特定を対象とする団体・業者は、新保険業法のレールに乗って行ったのだから、金融庁が監督すればいい。そうでない特定相手の自主共済が今、残っており、分離されているのだから、この自主共済

を適用除外とすることだ」と語った。

出席した国會議員からは①皆さんが長い間、築いてこられた健全な自主共済の意義を理解させ、存続させるため、我々も頑張りたい(国民新党・後藤博子議員)、②元を正せば米国からの要望に対し、日本政府が言われるままに従っているのが現状と思われる。個別の自主共済の事情と照らし合わせて運用できなければ、一体誰のための法律かということになる(民主党・川内博史議員)、③我々は、以前より、自主共済を法規制の対象にすることに反対してきた。政令などによって対象

から外すことを要求しており、皆さんと立場は同じだ。

一緒に頑張っていきたい(共産党・佐々木憲昭議員)、④ゴールデンウィーク明けに党として議員立法として取り上げるところまで来た。基本的には、福祉増進目的で取り組んでいる共済団体については、専ら組織団体の自治が十分に機能していると総理大臣に認定された場合には適用除外にするという趣旨のものだ。総理大臣認定は、継続的に組織の自治が機能しているという確認が二年置きに行われるということが前提となる。皆さんが築いてこられた相互扶助の精神を守るため、取り組みを進めていく(民主党・馬淵澄夫議員)、⑤保険・共済は、生活が円滑に行くよう生活に困った時に助け合うという精神により作られたものだ。それぞれの状況に適して、上手く運営されること、が大事であり、皆にとって良い仕組みを作るため私も知恵を出していきたい(自民党・関芳弘議員)―等のコメントが寄せられた。